

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	27				
支出年月日	2022年9月5日				
項目 (該当項目に○をつけてください)	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費				

領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）

充当内容 (按分の計算方法)	コピー機 リース代 ¥18,480 × 0.9 = ¥16,632-
その他	

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

マニュアル様式第2号の2

政務活動費領收書等貼付用紙 2枚目以降用

日本共産党芦屋市議会議員団 御中

領收証

発行日 2022年09月07日

毎々格別のお引立てにあざかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

領 收 日	2 0 2 2 年 9 月 5 日
領 收 額	1 8 , 4 8 0 円

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

お支払方法	口座振替
振替口座	[REDACTED] [REDACTED] 口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 二ホツキヨウサントウアシヤラキ"カイキ"イフタ"コ

領收明細書

続きは裏面をご覧ください

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
 - * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
 - * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	28
支出年月日	2022年 9月 14日
項目 (該当項目に○をつけてください)	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）	
充当内容 (按分の計算方法)	2023年度予算編成に 対する要求書 印刷費 60部 76,250
その他	

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

領収書

2022年09月14日

日本共産党 芦屋市議会議員団 御中

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願ひ申し上げます。

お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田32番地

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890

御請求金額 6,250円（税込）

納品期日 4営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
[REDACTED]	品名：2023年度予算要求書 A4 / 両面スミ1色 / 上質紙70 / 34P / 60部 / 加工1：無線綴じ製本 加工2：	1	6.250	6.250
合 計				6,250

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていても、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

2023 年度予算編成に対する 要求書

2022 年 9 月

日本共産党芦屋市委員会

日本共産党芦屋市議会議員団

日本共産党芦屋市議会議員団 2023年度予算要求

2022年9月14日

芦屋市長
伊藤 舞様
芦屋市教育長
福岡 憲助様

日本共産党芦屋市委員会
委員長 木野下 章
日本共産党芦屋市議会議員団
団長 平野 貞雄
幹事長 ひろせ 久美子
川島 あゆみ

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大が止むことのない中での行政運営に敬意を表します。

国においては菅政権から岸田政権へと変わりましたが、安倍政権時代に敷かれた「アベノミクス」に象徴される新自由主義の政治は、「転換」どころかよりいっそう加速し深められています。

円安に象徴される「金融緩和策」の継続、社会保障予算の削減と軍拡予算の増大、コロナ対策の後退は、国民にさらなる負担と困難を及ぼしつつあります。

国民生活とともに地方自治にとっても重大な岐路を迎えているのが行政デジタル化いわゆる DX をめぐる問題です。地方自治体の関与を抑え、有無を言わせぬ進め方は、その内容と共に地方自治を弱体化させ、国の統制管理を強化拡大するものとして見過ごせません。

「住民の福祉の増進」という本来的役割を果たすためにも、「住民自治」と「団体自治」という地方自治の理念を市長先頭に芦屋市行政が体現していくことが求められています。

2023年度予算要求書を提出しますので、誠意をもって新年度予算に反映させ、実現にとりくまれるよう要望します。

2023年度予算編成と市政運営における基本点についての重点要求

- ① 新自由主義からの脱却 公的責任を後退させる新自由主義の「自助・共助・公助」論から抜け出し、自治体の責務である「住民の福祉の増進」（地方自治法第1条の2）をあらゆる方針、施策の中心に明確に据えること。

*「自助・共助・公助」論は、『自分でできることは自分でしましょう』『お互い助けあいましょう』という市民社会での考え方を利用して、人権保障という公的責任を最優先にすべき政治の世界に持ち込み、社会保障をターゲットにした「小さい政府」論、効率優先主義、「自己責任」論を正当化する理屈として持ち出されたものです。市民社会の自主的な考え方である「自助・共助」を政治・行政が使うべきではありません。

- ② 公務の外注化への歯止め 行政力を後退させ、市民サービスの低下につながる「公務の外注化」に歯止めをかけ、民間委託の見直し、会計年度任用職員の原則フルタイム化、必要な職員配置など公的責任を果たし得る体制を構築すること。

*「民間活力」「効率性」「経費削減」などを理由とした「行政改革」によって、派遣による非正規化、民間委託、指定管理、PFI、包括管理委託など「公務の外注化」が拡大してきました。しかし、これらによって「官製ワーキングプア」を生み出し、職員によって継承されるべき行政力は後退しあるいは失われ、行政として直接に市民に責任を取らない、取れない状況が広がっていることは重大です。

- ③ 市民生活を守ることを優先に 新型コロナ対策における暮らしと営業の支援をはじめ、コロナ禍でも進む貧困と格差の拡大から市民生活を守る「防波堤」の役割を果たし得る施策を具体化、推進すること。

*貧困と格差の拡大はコロナ禍においても進み、それは本市も例外ではありません。「住民の福祉の増進」という自治体行政の役割はもっとも困難なところにおいてその真価が問われるものです。国政の歪みが大きい時だからこそ、もつとも身近な行政である芦屋市が住民の命と暮らしをまもる防波堤の役割を果たすことを求めます。

- ④ 「市民が主役」を貫く 「市民が主役」を市政全体で貫き、市長自身が身をもって体現すること。

*市長が市政のスタートにあたって表明された「市民が主役」とは、地方自治の担い手としての主役の意味が込められていると思いますが、それは行政の責任が大きい様々な施策での「担い手」の意味とは異なり、「市民が主権者」との立場で人権保障の対象としての市民の位置づけが前提であり基本です。そのことをあらゆる機会を通して市長自らの言動と施策遂行にあたって示されるよう求めます。

- ⑤ ★地方自治を守る 地方行政の前提となる理念である地方自治は、「住民自治」とともに国との関係における「団体自治」がその基本的柱であり、その立場を貫くこと。

*地方分権などの言葉とは裏腹に、国による地方行政の統制・管理が強められてきた中で、現在国が進める行政デジタル化(DX)は、行政のあり方を大きく変えるものですが、その内容・進め方ともにこれまで以上に地方自治をないがしろにするものです。行政デジタル化にあっても地方自治を守る立場から最大限の努力をはらわれるよう求めます。

<注> *末尾に、新型コロナウイルス感染関連のこの間の申し入れを再掲しています。合わせて実現されることを重ねて要望します。

*項番の後に★がついているのは新規もしくは補正・加筆の要求項目です。

【企画部】

1. 効率性を重視し追求する「行政評価システム」は、効率性でははかれない「住民の福祉の増進」という本来的な行政の役割とは相容れず、職員の負担増となっていることから中止すること。
2. 各種審議会委員の人選にあたっては、男女の平等な参加をめざし、また同一人物の重複・多選、特定団体への集中を避けること。公募による市民委員枠を最低2人以上にするなどの拡大をはかること。
3. 「公共施設の最適化構想」等公共施設の新設・統廃合に関しては、関係住民の合意のないまま強行することのないよう市民との合意形成を最大限にはかること。
4. 市民意見の公募(パブリックコメント)にあたっては、計画の策定や変更などの内容説明のための住民説明会(オープンハウス形式を含む)を開催すること。また、広報での案内に際しては、対象となる計画の概要を示すなど、市民が関心をもちやすい工夫・改善をはかること。
5. 市民参画条例では市民の定義・位置づけが、個人も団体も企業も同列に置かれて、主権者たる市民の位置づけが曖昧であることから、主権者としての市民の権利を明確にした「自治基本条例」を制定すること。
6. 市民の足としての市バスがない本市では、阪急バスがその役割を果たしている。阪急バスに以下の点を要望すること。
 - ・奥池・打出地域をはじめ市内のバス運行については、増便や時刻変更など利用者の利便性向上を図ること。
 - ・市内の公共施設(市民病院など)へ行くために乗り継ぐ必要がある場合には、乗り継ぎ券を発行すること。
 - ・バス路線のない地域(芦屋川以西や翠ヶ丘町、親王塚町など)に新たな路線を設けること。
 - ・バス停留所の屋根、椅子・ベンチや座れるガードパイプの設置ならびに付近の照明など必要な対策をとること。

7. ★バス路線のない地域と市役所・保健福祉センター・病院等公共施設ならびに最寄りの駅をつなぐコミュニティバスを運行すること。道路事情等からコミュニティバスの運行が難しい地域は「デマンドタクシー」についても検討すること。
8. 公有地の有効活用は、集約された市営住宅跡地も含め、財源確保という財政的側面からのみ判断せず、不足する保育所や介護施設等公共施設用地としての活用、災害用避難用地とするなど総合的に判断すること。
9. ★公共施設の使用料や手数料の改定は、示されている「基本方針」を見直して、市民の利用促進が行政の役割である社会教育施設をはじめとして、施設の役割、性格にふさわしいものにすること。その際に市民の理解と合意に努めること。
10. 集会所については地域的に偏在しているために利用しにくい地域がある。市民の活動の場として必要な施設であり、利用に不便をきたしている地域（例／岩園町、東芦屋・山手・東山町地域、他）に新たに集会所を設置すること。
11. 春日集会所は、地域コミュニティーの拠点、地域防災の拠点の役割を担う施設として、地元から存続が切望されている。他施設との統合方針を撤回し、他の集会所も含めて、市民の理解なしに強行しないこと。
12. 新総合計画の実施にあたっては、「自己責任」や「効率優先」の新自由主義的思考を排し、地方自治法に規定する「住民の福祉の増進」を最優先の課題とすること。
13. 住民の命と健康に直接の責任を担う地方自治体として、芦屋保健所の宝塚保健所との統合に反対し、存続を県に強く要請すること
14. 国民保護計画にもとづく武力攻撃事態に対する市民参加の訓練は、実情に合わせず不安をあおるだけのことであり今後も実施しないこと。

【総務部】

1. この間の職員削減によって、職員のメンタルヘルスや非正規雇用の増加をもたらしているため、業務量の増加に見合った正規職員の採用を行うこと。
2. 施設の包括管理委託をはじめ広範囲に民間委託が進んでいるが、行政力・自治体力の減退につながり、公的責任の後退が市民サービスの低下を招きかねないことから、これ以上の民間委託をやめ可能な施策から順次直営に戻すこと。
3. 会計年度任用職員については雇用の不安定さがあり、ひいては市民サービス低下にもつながりかねない問題を内包している。パートをフルタイムにするなど段階的に待遇を改善し、さらに正規採用の道を開くこと。
4. 市長・副市長など特別職に対する特權的な退職金制度は、一般職員と比べて格段に優遇されている。一般職員と同基準に見直すこと。
5. 職員を対象として行われている成果主義の人事評価制度は、成果を判断しつらい公務労働には不適切であり、市民にとっても利益はない。職員とのコミュニケーションツールとしてもふさわしい手段とは言えず、中止して公正な人事評価を行うこと。
6. 職員の「人権研修」は、憲法を遵守し住民の基本的人権を擁護する公務員としての責務の自覚を促すものとすること。「部落問題」については、差別を固定化してみるのではなく、同和対策事業の終結等の成果と到達をふまえ「部落問題」に特化した人権研修は行わないこと。
7. 部落差別の固定化を前提とした「部落差別解消条例」等条例の制定は、差別解消に逆行するものであり行わないこと。
8. ハラスメントは、どのような職場においてもあってはならないが、市民の人権保障を職務とする市役所においてはなおのことその一掃が重要である。すべての職員が自らの仕事に自信と誇りをもってあたることのできる職場環境づくりをすすめること。
9. 職員の法務研修に憲法を取り入れるなど、憲法 9 条を含めて日本国憲法を堅

持する市長の政治姿勢が行政全体に徹底されるよう具体化をはかること。

10. ★マイナンバー制度は、カードへのあらたな機能の追加やいわゆる「ひも付け」の拡大によって個人情報漏洩のリスクを集積することになり、個人情報保護の点で問題である。カード取得率を自治体に競わせる国の進め方にのったキャンペーンをやめること。また、職員による市民の個人情報の管理について、漏えい防止を徹底すること。
11. ★国が進める行政デジタル化は、行政の保有する個人情報をビッグデータとして「保護」から「利活用」に転換するという重大問題をはらむと共に、情報管理の一元化、標準化によって自治体独自の施策に大きな制約をつくることとなり、その進め方と合わせて地方自治と相いれないものである。個人のプライバシー保護と共に地方自治を守る視点からも問題意識を持って、弊害を最大限に抑える努力を尽くすこと。
12. ★行政デジタル化は、行政のあり方、市民の情報管理を大きく変えるものであり、進めるにあたっては市民の参加は不可欠である。パブリックコメントはもとより、十分な市民参加と合意形成に努めること。
13. 六甲山頂の自衛隊通信基地は、米軍の対外戦略につながる危険性とあわせて「敵基地攻撃能力保有」論が政府方針として具体的に施策化がされる中では攻撃対象となる危険性も増しており、また阪神間のシンボルとしての六甲山の景観上も好ましくなく、用地の貸付をやめること。
14. 公共工事における入札・契約については、以下の改善・改革をはかり、公正な入札・契約に絶えず努めること。
 - ・市内業者への発注率を高めること。また、下請けに市内業者を使うよう元請け業者に指導を行うこと。一定額以上の事業については、元請け業者がその一定割合を市内業者に下請け発注することを義務づける新たな制度を設けること。
 - ・一般競争入札を原則にすること。公募型指名競争入札も含め入札参加業者については、受注意欲、施工能力（技術者・資金）等を適確に判断とともに、参加数を増やすなど談合防止策の強化をはかること。
 - ・少額工事の積算においては、採算がとれないなど受注業者に不利益が生じないように実際の工事に見合ったものとなるよう適切な見直しをはかる

こと。

15. 今後の公共事業においては、PFIなど行政力の低下につながるような事業手法を適用しないこと。
16. 公共事業や業務委託等における質の向上ならびに従事労働者の適正賃金を保障するため公契約条例を制定すること。
17. ★自衛官募集に関して住民基本台帳の中から「適格者名簿」を抽出してデジタルデータとして提供しているが、自治体側に提供の法的義務はなく個人情報の侵害であるためやめること。少なくとも自己の情報提供の「除外申請」を受け付けること。
18. 大阪万博については、賭博であるカジノを中心とする統合型リゾートいわゆるIRとの一体的計画ですすめられていることに問題がある。また、実施予定地の夢洲は、南海トラフ地震による液状化や津波の危険性が専門家から警告されているリスクの大きい場所であり、巨額な大型開発となる大阪万博への協賛・協力はしないこと。
19. 「ふるさと寄付」は、本来の税制度、地方財源のあり方を歪めるものであり、税額控除による税収減との差し引きで年間約6億円の減収となる本市にとりわけその否定的影響は大きいものである。他市とも連携して、制度の廃止もしくは抜本的改善を国に要請すること。
20. ★市役所北広場の喫煙コーナーは、パーテーション設置後においてもたばこの煙が西側バス停にまで流れていることから、設置場所を移動するなど抜本的対策をとること。

【消 防】

1. ★災害時の即応体制強化のため、人員については引き続き消防力の整備指針に対する充足率を高めることを目指しつつ、コロナ禍が続く中で職員の負担が増大していることを踏まえて、すでに達成している条例定数を見直し、定

数増によりいつそうの体制強化をはかること。

2. 感染症対策で必要な備品は十分に確保し、職員自身の感染予防に万全を期すこと。
3. 消防団の人員・装置・施設等消防の強化、充実をはかること。
4. 危険な業務に従事した際の危険手当については、増額を検討すること。

【都市建設部】

1. 地区防災計画の作成にあたっては、これまでの災害の教訓を生かし学者や研究者の意見、市民の声等地域の実状を踏まえ効果的なものとすること。
2. 福島原発事故では避難計画等における想定をはるかに超える事態が現実になったことを踏まえ、放射線に特有な異質の危険性がある福井原発群の原発再稼働を認めないという、芦屋市の意思を明確に示すこと。
3. 災害時の緊急連絡が周知徹底されるように、聞き取れないなどの声が多い防災無線については、増設等の改善をさらに進めること。
4. 防災ラジオは購入助成額を増額し、普及を促進すること。
5. 南芦屋浜地域の防災拠点となる公共施設（図書館分室、児童館等）を建設すること。
6. 生活道路、歩道の補修予算を増額し、沿道への振動・騒音の除去、歩行の安全を確保しバリアフリーにすること。
7. 東山町の阪急線北側東向き一方通行並びに西向き一方通行の両市道については、歩道もしくは側溝へのふたかけの改善による歩行者通行帯の整備を進めるとともに、路面に速度規制を明示するなど南北道路と交差する交通事故多発地点での安全対策を強化すること。

8. 信号機の設置については、既存分の必要性・有効性の点検を行いつつ、必要度の高い箇所（例／南浜町、他）への設置を県公安委員会へ要望すること。
9. ★43号線の打出交差点など、歩行時間のかかる横断歩道を優先し、視覚障がい者のために音が出る信号機を設置するよう国・県に働きかけること。
10. ★南芦屋浜の駐在所が無くなり、現在は詰所となっているが、交番への格上げを県に要望すること。また、交番設置のために市有地の無償貸与なども検討すること。
11. 精道小学校東側道路については、「ゾーン30」の指定など速度規制を強化すること。
12. 阪急芦屋川駅北側の「桜橋」は狭隘なため対面通行に支障があり、早急に拡幅すること。
13. 街路樹の生育に伴い、根が歩道を盛り上げているなど路面が凸凹になっている箇所がある。点検を行い歩行者や車いすが安全に通行できるように歩道の整備を行うこと。
14. 災害の拡大にもつながりかねない道路の側溝にたまつたゴミや枯葉などの清掃については、個人や地域の負担が過度にならないよう行政として適度に実施すること。
15. 市営住宅の増設を検討するとともに、希望しても入れない人のために民間住宅の借り上げも含めて入居希望に見合った必要な住宅数を確保すること。
16. 若年層の貧困が進むもとで、住宅を確保することが難しくなっている。公営住宅に若年単身者も入居できるように、60歳以上という入居要件を見直すこと。
17. 民間空き家の所有者に管理の徹底を求め、植栽の繁茂による交通上・安全上の障害、日照通風障害、犯罪や火災の元にならないように手立てを研究すること。
18. 集会所の無い地域に交流の場を確保するために、空き家の活用を検討すること。

と。

19. 家賃負担軽減による住宅保障と併せて民間空き家対策ならびに若年世代の居住促進対策として期待できる民間賃貸住宅家賃補助制度を導入すること。
20. ★県公社住宅や公営住宅の空き家については、改修工事を順次行い、空き家解消に努めるように県に要望すること。また、市が改修費用を負担することを検討すること。
21. 住宅改造助成事業については、良好な住宅ストックの形成の観点からも現行の60歳以上の世帯という制限を外し、助成対象を拡大すること。
22. マンションの共有部分の改造助成については制度を周知し、マンション規模に応じた上限額の引き上げ等拡充すること。
23. 時計未設置の公園には要望に応じて順次設置すること。
24. 朝日ヶ丘公園、朝日ヶ丘北公園に公衆便所を設置すること。
25. 中央公園など老朽化している公園の公衆便所については、安心・快適性の向上へ早急に改修すること。
26. ★松ノ内公園のスロープは、子どもが車道に飛び出さないよう安全策の強化・改善をすること。
27. 芦屋浜中央緑道や江戸川緑道など市民の散策路にベンチを増設すること。
28. 江戸川緑道の大東陸橋周辺は、安全面から街路樹の剪定を行うこと。
29. まちづくりにあたっては、計画に地元住民をはじめ市民の声を反映させ、合意形成に向けた丁寧な対応をはかること。
30. マンション開発については、影響の大きい周辺地域住民の合意を得るために指導を徹底すること。また、接道幅が狭隘な場合など、地域環境に応じて新築集合住宅の一戸当たりの最低面積を設定するなど建築規制を強化し、地域環境への悪影響を未然に防止できるように地区計画の策定・見直しを促進す

ること。

31. 屋外広告物条例の機械的運用で小規模な事業者に過度な負担や制約が生じないよう十分に配慮するとともに、市民活動の広告や簡易な営業広告についての緩和等、制度の改善を検討すること。
32. 南芦屋浜地域に郵便局・ATMを設置するように関係機関に働きかけること。また市として設置に向け積極的な手立てを取り、利便性向上にいっそう努めること。
33. 南芦屋浜地域の公園については、維持管理等市負担を増やさないように県に要求すること。
34. 精道や呉川の交差点においては西側に、打出交差点においては東側に横断歩道を設置するよう国・県に求めること。
35. JR 芦屋駅南地区再開発事業については、今後も事業費の縮減をはかりつつ、なおいっそう地域住民はもとより、広く市民合意を作ること。
36. ★JR 芦屋駅南地区に設置予定のエスカレータは、階段の降りが利用しづらい高齢者などに配慮し、昇りと降りの両方向で利用できるように設計すること。
37. ★JR 芦屋駅南地区再開発事業で、再開発ビル内に設置する公益施設は、市民アンケートの結果を基に、図書館や児童館などの検討を進めること。
38. 阪急芦屋川駅東側に改札口を新設するよう阪急電鉄や関係機関と協議を進めること。
39. 阪急芦屋川駅周辺は、交通状況改善による安全対策を基本に、その整備について市民参加で検討すること。
40. 阪神電鉄の高架化は、隣接地域の居住環境に大きな影響を及ぼすものであることに加え、市財政の今後の見通しからも、現時点での検討をすすめることはしないこと。

41. ★JR線の打出村踏切が「開かずの踏切」となっていることから、改善をJRに申し入れるとともに、地下道化についても要望すること。
42. 稲荷山線等の都市計画道路については、計画時点との時代状況の違い、その後の市街地の変遷等を踏まえ、計画の廃止を含め、現計画にこだわらない住環境の保全を最優先にした抜本的見直しを行うこと。
43. 市民病院西口バス停東の桜参道との交差点については、安全確保のため北東部の拡幅を行うこと。

【上下水道部】

1. 水道事業は、安くて安全な水を市民に供給するという自治体の基本的責務であり、業務の民間委託や民営化はしないこと。
2. 定期点検の法的義務がない小規模受水槽について、安全な水の供給の観点から市として点検を行い、小規模ゆえに世帯当たりの負担が大きくなるクリーニング費用の補助制度を設けクリーニングを奨励すること。
3. 老朽管等施設更新費用の上昇や、有収水量の減少を理由に値上げをしないこと。また国に対して財政的な支援の強化を求ること。
4. ★生活困窮世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯などに対し下水道使用料の減免対象者を拡大すること。また、水道料金についても同趣旨の減免制度を設けること。
5. 水道供給が生命線であることから、滞納者についても供給を止めないこと。

【芦屋病院】

1. 政府による社会保障抑制策は国民の命と健康を危険にさらすとともに、病院経営にいっそうの障害をつくるものである。加えて、新型コロナ禍の下で、病院経営に新たな困難が加わっている。市民の命を守る地域の中核病院としての役割が十分に果たせるように、市として財政等の支援を強化すること。
2. 病院ネットワークバスについては、停留所の増設、ルートの拡大など、利便性をより高めること。

【市民生活部】

<国民健康保険・医療>

1. 高すぎる保険料を引き下げるため、一般会計から国保会計への繰り入れを拡充すること。
2. 保険料負担が過大になっている最大の要因は低い国庫負担率であることから、国庫負担率を元に戻すことはもとより、さらに拡大することを引き続き政府に求めること。
3. 政府は患者の窓口3割負担の対象拡大を計画しているが、負担増が受診抑制につながり、ひいては重症化してからの受診が医療費の増大を招くという悪循環になりかねない。政府に対して3割負担の対象拡大をしないよう求めるこ。
4. 所得の2割を超える国民健康保険料を減額するなど、低所得世帯への市独自の減免制度を作ること。
5. 国民健康保険における子どもに対する均等割の保険料加算は、国において未就学児までは対象から外れているが、市独自で対象年齢を広げること。

6. 子どもに対する均等割の保険料加算は、子育て支援にも逆行するものであり、子どもの数に比例して加算することはやめるよう国に求めること。
7. ★低所得者の保険料負担を軽減するため、応益割と応能割の比率を見直すこと。
8. 保険料滞納状況の如何にかかわらず、社会保障の観点からすべての国民健康保険被保険者に保険証を交付すること。
9. 窓口負担が払えないことによる受診抑制を防ぐため、一部負担金減免制度を恒常的低所得者まで拡充するなど、使える制度に見直し、HP や広報誌などで周知徹底を図ること。
10. 子ども医療費無料制は、通院・入院ともに所得制限をなくし、中学卒業まで完全無料化すること。さらに高校卒業までの無料化を検討すること。
11. 福祉医療費助成制度の市上乗せ部分に対する国のペナルティについては、廃止すること。
12. 後期高齢者医療制度について、低所得者に対する保険料負担増や一定の所得を有する人への窓口負担二倍化をやめること、並びにそもそもが高齢者を差別する同制度の廃止を国に求めること。
13. 保険料の滞納等納付状況の如何にかかわらず、すべての後期高齢者に資格証明書や短期保険証ではなく、正規の保険証を交付し、高齢者の命と健康を守るように広域連合に求めること。

<環境・衛生>

1. 国道 43 号・阪神高速道路の大型車総量規制の強化を、設置者である兵庫国道事務所と阪神高速道路株式会社に求め、騒音・振動・大気汚染等の公害対策を引き続き求めること。
2. 神戸製鋼で稼働されている石炭火力発電所は、電力の需給状況から必要性はなく、SDGs の観点からも環境保全に逆行するものであり稼働停止を求める

こと。また、神戸製鋼に対しては、芦屋の環境汚染対策の上からも市民参加の環境保全協定締結や徹底した情報公開を強く求めること。

3. ★「ゼロカーボンシティ」のロードマップの作成、地方公共団体実行計画「区域編」の策定、環境基本計画の見直しにあたっては、市民参加の下で、求められている国際水準に見合った積極的な目標設定と自然エネルギーの導入を促進すること。
4. ★公共施設への電力受給は、再生可能エネルギーへの転換をさらに進め、太陽光発電や小水力発電による市内での電力供給を環境保全率先実行計画に明確に位置づけ推進すること。
5. ごみパイプラインについては、施設の延命化を図るとともに、代替案については住民の合意形成と協働に努めること。
6. ★指定ごみ袋制度が導入にあっては、市民への理解を得る丁寧な説明と周知徹底をすること。
7. ★プラスチックごみの分別回収を早期実施に向け検討すること。

<平 和>

1. 非核平和都市、平和首長会議加盟都市として、平和関連施策を年間通した体系的なものとして整備・充実できるよう少なすぎる予算を増額し、担当部署の体制強化をはかること。
2. 戦後 77 年を経て戦争体験者が減少する中、戦争体験の継承は社会の重要な課題であり、そのための戦争・平和資料の常設展示施設を設けること。
3. 「広報あしや」は、この間の提起を踏まえた一定の改善が図られたが、引き続き本市としての平和行政を市民に周知し、戦争の悲惨な体験を風化させないための積極的役割が果たせるよう努めること。

<商業>

1. 長引くコロナ禍において、市民は苦しい生活を余儀なくされている。緊急小口資金と家賃補助制度については、継続するよう国に求めるとともに芦屋市独自での支援策を積極的に行うこと。
2. 中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく「基本計画」の策定・実施にあたっては、関係者等の意見を充分に把握するなど実効性の検証を行うこと。
3. 地元業者への官公需発注の推進、小規模工事の業者登録制度の周知につとめ、中小零細業者支援を強めるなど、地域経済活性化をはかること。
4. 市内の商売を応援するために、空き店舗の活用や新規店の開業に際し、融資額の枠を広げるとともに補助制度の拡充すること。
5. ★インボイス制度は、免税事業者である中小事業者やフリーランス等が課税事業者とならざるを得ない制度である。増税や取引からの排除など廃業に追い込まれる可能性がある。中止するよう国に求めるこ。

<人権>

1. 性的マイノリティなど性の多様性やジェンダー平等について、理解がいつそう広がるためのとりくみを強めること。
2. L G B Tなど性的マイノリティのカップルをパートナーとして認めるパートナーシップ制度を導入したが、事実婚のカップルへの適用拡大も検討すること。
3. 自衛隊への名簿提供は、雇用を担当する地域経済振興課に所管が代わったことにより、行政が「就職先」として自衛隊を勧めることになる。市民のプライバシーの侵害に加えていっそう問題であることから提供をやめること。
4. 「生理の貧困」が社会問題となっていることから、市役所以外の公共施設のトイレにも常時生理用品を設置すること。

【福祉部】

1. 「自助・共助」の名のもと、福祉の社会保障としての位置づけが後退している。市の福祉施策については、住民の権利を保障する社会保障として公的責任を明確にすること。
2. 生活保護は国民の権利であることを明確にするため、ホームページをはじめ市の広報のあり方を改善し、周知徹底をはかること。また窓口では当事者に「利用のあきらめ」がないよう丁寧な対応をすること。
3. ★生活保護世帯に対する法定外扶助を復活し、削減された生活扶助について国に復活を求めるとともに、市独自の助成を行うこと。
4. 生活援護資金の所得制限の引き上げなど、貸し付け要件をさらに緩和し、必要とするより多くの世帯が使える制度とし周知徹底させること。また緊急対応できる保証人を要しない小口貸付制度を設けること。
5. 南芦屋浜地区の LSA については、制度創設の理念に立ち返り、単身高齢者の安全を確保するため、また、従事者の労働環境の改善という観点からも、従前の複数配置体制に戻し存続させること。
6. 高齢者の見守りでも重要な役割を果たしている民生委員協力員（福祉推進委員）が不足している現状に照らして、有償ボランティアという視点からも経費等の補助を拡充し、必要人数が充足されるよう対応策をとること。
7. 高齢者バス運賃助成が阪急バス以外のバスでも利用できるようにすること。
8. 加齢による難聴には補聴器が必要である。高額な補聴器の購入に助成を行うこと。
9. 加齢による難聴の方の社会参加を促進するためにも、公共施設に補聴システムを導入すること。

<介護保険>

1. 高齢化がいっそう進む中、家族の負担増や介護サービスの後退となる介護保険制度の改悪には反対し、「介護の社会化（家族が支える介護から社会が支える介護へ）」「利用者本位」という介護保険制度の原点に立ち返って、制度そのものの抜本的見直しを国に求めること。
2. 総合事業は、要支援者にとって負担の強化にならないようにすること。また必要な給付を奪わないようにすること。要介護判定を希望する被保険者には、引き続き判定が受けられるようにすること。
3. 介護保険の利用にさらなる制約をつくる新総合事業の対象拡大等の制度改悪に反対すること。
4. 年金 280 万円(単身者の場合)以上は利用料 2 割負担であるが、さらに 3 割負担が導入され、利用料負担が増大し、利用抑制につながりかねない。国に対して、利用料を 1 割に戻すように求めること。
5. 400 人近い待機者がいる特別養護老人ホームの不足は深刻である。軽費で入所できる特養ホームを増設すること。
6. 保険料が支払えず、滞納・差し押さえが発生している背景に、高い保険料がある。被保険者の生活実態に見合った丁寧な対応をすること。
7. 高い保険料の最大の原因である低い国庫負担の改善を国に求めること。
8. 一般会計からの繰り入れによる保険料負担の軽減を政府も認めている。繰り入れを拡大し、保険料・利用料の減免制度の拡充等、負担軽減を進めること。
9. 施設と入所者の直接契約となっている高齢者介護施設の食費・居住費などが負担となっている。減免制度が使える施設を増やし、費用負担の軽減を図ること。
10. 介護用ベッドなどは、要介護度の変更にかかわらず利用者の生活実態をしつかり把握し、必要な用具を継続して利用できるようにすること。自費購入やレンタルの高齢者に助成制度をつくること。

11. 要介護認定に当たっては、生活実態に見合った認定を行い、必要なサービスを保障すること。
12. 高齢者生活支援センターについては、高齢者の総合相談窓口として機能するよう、市が運営に責任を持ち、事業者に過度な負担がかからないように支援をおこなうこと。
13. 「24 時間巡回サービス」を利用する場合に、従前に受けていた介護サービスの量・質が後退しないようにすること。
14. 自宅での介護が求められる状況の中で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスが重要になる。対応する事業所の整備をすすめること。
15. 現行の介護予防教室は、打出地域での開催が無いなど、開催地域に偏りがある。参加希望者ができるだけ歩いて通える場所に配置されるよう、教室を増やし運営体制の強化をはかること。

<障がい者自立支援>

1. 三障がいに加えて、難病や発達障がいを対象に、希望した支援が保障される仕組みをつくることが必要である。県や国に対して、応益負担（原則1割の負担）など制度のかかえる問題や課題について根本的な見直しを求める。
2. 65歳以上になった高齢障がい者に対しては、従来の障がい者施策の支援が継続して受けられるようにすること。
3. 障がい者の「しごとサポーター養成講座」を周知するなど就労支援を充実強化すること。
4. 国の制度として身体・知的障がい者にある交通費の割引制度が、精神障がい者には適用されていない。市内運行のバスについては、市独自の助成制度を検討し実施すること。
5. 障がい者にとって自立の場でもあるグループホームを増設すること。民間によるグループホームの設置や運営への助成を充実させること。

【こども・健康部】

1. これ以上の公立保育所民営化は進めず、保育における公的責任を市としてしっかりと担うこと。
2. 新浜保育所跡利用については、市有財産として子育て支援施設を設置するなど、地域住民及び市民の十分な議論による合意形成を図ること。
3. 保育士の配置や入所児の定員などの基準緩和は進めないこと。
4. ★会計年度任用職員である保育士の待遇改善に努めること。
5. ★民間保育士の待遇は、一般企業と比べても大きな差がある。更なる待遇改善を早急に行うよう努めること。
6. 0～2歳児の保育料の負担軽減策を検討すること。
7. 小規模保育事業については、3歳児以上の受け入れの保障がない。待機児童対策については、公立保育所の増設も視野に入れ、認可保育所の誘致も含め、抜本的な解決を急ぐこと。
8. 認可保育所と同額となっている小規模保育の保育料については、施設や職員配置など考慮して設定を見直すと共に事業者に対して必要な運営補助をおこなうこと
9. 小規模保育事業所については、A型を堅持すること。
10. 幼児教育・保育の無償化に合わせ、保育所・認定こども園の給食費の無償化を検討すること。
11. 私立保育園及び小規模保育事業所等の0歳児枠が埋まらないという課題があるため、人件費等の補助を復活させること。
12. 新型コロナ感染はなおも終息には至っておらず、今後も感染拡大の可能性は大きく残されている。予防と支援の十分な対策を求める。

13. 感染による自宅療養者については、巡回を行い健康観察や生活支援を行うこと。
14. 感染拡大を防ぐためにもPCRの大規模検査を市として行うこと。
15. 長引くコロナ禍において子どものストレスについてケアする体制を整えること。
16. コロナ禍で浮き彫りになったヤングケアラーについては、アンケートの実施など行い早期の発見と早期対策を講じること。
17. ★特定健康診査は、早期発見、早期治療の点で効果的である。検査項目に認知症や胃カメラなど加え充実させること。

【教育委員会・管理部】

1. 公立幼稚園での3年保育を拡大し、これ以上公立幼稚園を減らさないこと。
2. 旧精道幼稚園跡の利用については、地域住民及び市民の十分な議論による合意形成を図ること。
3. 子どもの権利条約は、いじめ・不登校問題解決の上でも重要であり、すべての子どもの成長発達を保障するよう教育行政に生かすこと。
4. 「人権教育」は市民一人一人が権利の主体であることを踏まえて、憲法に規定する基本的人権についての理解を深めることを基本とすること。
5. 高校奨学金については、増額と所得制限の緩和を行うこと。大学生対象に入学支度金制度や入試受験料の補助制度が設けられたが、学生生活を支える奨学金の重要性は増しており、給付型を含め復活すること。
6. 就学援助制度は、所得制限を緩和し世帯収入に兄姉の収入を加えないこと。支給額の増額およびPTA会費など対象となる費目のさらなる拡充をはかる

こと。生活保護基準の引き下げにより、支給対象から外れることがないよう
にすること。

7. 性教育については、性的マイノリティなど多様な性のあり方について理解を
深められるものにすること。
8. 潮見中学の給食棟に小荷物専用昇降機を設置すること。
9. 教職員の長時間労働は深刻である。「一日8時間労働」の原則を破る「一年
単位の変形労働時間制」の導入は、平日の長時間労働を固定化し助長するも
のであり反対すること。また、教職員の増員を引き続き県に要望すること。

【教育委員会・学校教育部】

1. 全国いっせい学力テストは、自治体間・学校間・児童生徒間の序列化を進め
るものであり、市として参加をやめること。
2. どの子にも行き届いた教育がされるように、小中学校の35人学級を早期実
現し、さらなる少人数学級の推進を国・県に要望するとともに、市単独で実
施について検討すること。
3. 市立幼稚園での3年保育は、保護者の強い要望であるため、岩園幼稚園以外
の園への拡大を早急に図ること。
4. 市立幼稚園の延長保育(あずかり保育)の時間拡大を検討すること。
5. 「トライやるウイーク」は、学校や受け入れ先も大きな負担となっている。
各学校の自主性を尊重し、教育的観点から抜本的に見直すこと。
6. 中学校給食については、栄養士の正規職員配置を堅持すること。
7. 義務教育は無償という観点から、小中学校の給食費について無償化を検討す
ること。

8. 食の安全という観点から、有機野菜の導入を拡大するよう検討すること。
9. 平和教育の位置づけを明確にし、「教育振興計画」や「教育の指針」に明記するとともに、学校現場でのとりくみを支援し、いっそうの充実をはかること。
10. 過去の侵略戦争におけるわが国があやまちをしっかりと見据え、歴史の教訓を生かす平和教育を確立・充実すること。とりわけアジア隣国へのヘイトなどがメディアでも取り上げられているが、日本による植民地支配等の歴史認識が深まるようにすること。
11. 貸与されているタブレットについては、持ち帰りに際しての児童の負担や家庭での使い方に課題があることから、持ち帰らない選択も検討すること。
12. 子ども・若者を性暴力かの被害者にも加害者にもしないため、学校での性教育と幅広い啓発活動を強化すること。
13. 子どもたちに科学と人権をベースに、体や心の仕組み・発達、制の違いや多様性などを伝え、自己肯定感情をはぐくむ性教育を行うこと。
14. ★スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各学校に配置するため市独自で採用すること。

【教育委員会・社会教育部】

1. 本館と分室等の図書館ネットワークの体制を維持し、必要な予算の確保でいっそうの充実をはかること。
2. 図書館本館の貸し出しカウンター業務ならびに分室運営は、思想・信条などプライバシー保護のため、民間委託をやめること。
3. 図書館利用の不便な地域に移動図書館を復活させて配車すること。

4. 公民館・図書館は社会教育施設の中核施設であり、指定管理者制度への移行はしないこと。
5. すでに當利企業が指定管理者となっている社会教育施設については、公設公営を基本に戻すこと。
6. 留守家庭児童会はこれ以上の民間委託を行わず公立を堅持し、民間・公立を問わずその質を担保すること。
7. 学童保育の施設と備品については、現場の声を受け止めて充実をすすめること。
8. 学童保育の指導員体制は、補助員ではなく複数の指導員体制とすること。
9. ★学童保育の指導員のいっそうの処遇改善をおこなうこと。
10. 阪神間で比べても高い公的施設の利用料は、社会教育活動を行政として推奨するためにも引き下げる。また市民負担の軽減で社会教育活動の参加を広げること。
11. 人種や民族に関わるヘイトについては、許されない行為であるという認識が広がるよう、広報等で周知すること。

参照

新型コロナウイルス感染から市民の生命と暮らしを守る緊急申し入れ
(2021年4月28日提出)

新型コロナウイルス感染の第4波が続き、国から4都府県に対し4月25日から5月11日まで緊急事態宣言が発令されました。

ワクチン接種は始まるものの、供給が追い付いていないのが現状です。また、ワクチンによってただちに感染が防げるというものではなく、集団免疫ができるにはまだまだ時間がかかります。

感染拡大を防止し、市民の生命と健康、暮らしを守るために以下の対策をとられるよう緊急に要望します。

1. 感染リスクが高い施設の従事者に対し社会的検査が行えるよう、検査費用の補助制度を創設すること

わが党として、国に対し積極的なPCR検査を求めてきましたが、ようやく高齢者施設職員への社会的検査が進められています。芦屋市としても、市内の障がい者施設や保育園、学童保育など、集団感染のリスクが高い施設でPCR検査が積極的に行えるよう、費用を補助する制度の創設を求めます。

2. PCR検査の抜本的な拡充をすること

感染防止対策としてPCR検査数を増やし、適切に無自覚の陽性者を保護することが必要です。本市としても、大阪・神戸への通勤・通学が多いことなど地域特性を見極め、民間検査等の利用も検討し、キットの配布やモニタリング検査を行うなど、抜本的に検査を拡充することを求めます。

3. 新型コロナ感染拡大によって苦しむ市内中小事業者へ直接支援を行うこと

長きにわたるコロナの影響で、市内の経済にも大きな打撃が出ています。売り上げが減少した市内中小事業者（飲食業以外の業種も含む）に対し、家賃補助や市独自の給付金制度など、直接的な支援を求めます。

4. コロナ禍による生活困難者への独自支援を行うこと

長引くコロナ禍において、職を失うなど生活を営むうえで困難を強いられる方が増えています。国、県からの支援の不十分さを補うためにも、市独自の支援（減免制度や家賃補助、給付金等）を求めます。

以上

ワクチン接種等に関する緊急申し入れ

(2021年5月25日提出)

コロナ感染拡大に伴う緊急事態宣言も延長がされ再度延長も言われています。その中で市民の暮らしは疲弊が増しています。少しでも市民の支えになるよう至急の対応をお願いいたします。

- (1) ワクチン接種の予約が85歳以上から年齢を区切り、始まりました。予約の電話がつながらない、ネットがつながらないなど市民から不安の声が寄せられています。
65歳以上の方を対象とするときには更に混乱が生じる可能性が危惧されます。
市としてこれらの点をふまえた対策を求めます。
- ・年齢を細分化するなど85歳以上の予約状況をふまえ混乱が生じないよう万全を期すこと。
- (2) 女性の貧困問題が当たり前のように存在する中で、コロナ禍の下で「生理の貧困」といわれる問題が社会的に大きく取り上げられています。本市においても起こりうる問題であると思います。全国の自治体の中でも生理用品を配布するなどの取り組みが進められています。本市においても以下の点について対策を求めます。
- ・市として生理用品の無料配布を行うことまた無料配布の際に、女性の様々な相談が受けられるような体制を整えること。
 - ・市立小学校・中学校において必要が生じた児童生徒へ保健室での生理用品は、「貸す」でなく「提供」すること。
 - ・生活保護利用世帯について生理用品の購入のための費用を市独自で支援すること。
- (3) コロナ禍で浮き彫りになったヤングケアラーの問題は深刻です。支援のための対策を求めます。
- ・本市の子どもたちがヤングケアラーとして家庭内で苦慮していないかの実態調査を行い現状把握とともに学校など関係機関と連携し対策を講じること。
 - ・必要な支援施策を子どもたちに伝え周知させること。
 - ・子どもたちに相談窓口の周知を徹底するとともに充実を図ること。

(4) 収束見通しが見えない中で、市内でも感染者の発生が続いています。自宅待機となる場合には、家族への影響が大きく、感染拡大防止の視点からも家族への支援が課題です。

・市として、感染者家族の避難場所確保をはじめ支援策の強化をはかること。

以上

新型コロナウイルス感染防止と市民への支援についての申し入れ

(2021年8月30日提出)

新型コロナウイルス対策でご奮闘いただいていることに敬意を表します。政府の失策により「第5波」はかつてない深刻な事態となっています。

つきましては、感染拡大の防止ならびに不安と困難を増す市民生活支援について以下の申し入れを行います。

1. 感染拡大を抑えるためPCR検査を抜本的に拡充すること

ワクチン接種が進められていますが、現局面はそれだけで感染拡大を抑えられないことを示しています。ワクチン接種に加えていま必要なのは、無症状の感染者を把握し保護することであり、そのためのPCR検査の抜本的拡充(対象の拡大と定期的検査)です。

集団感染のリスクが高い保育所等福祉施設や学校等教育機関・施設等での検査を先行して実施するなど対策をとること。

また、市民が自費で検査する場合の費用を助成する補助制度を設け、検査を促進すること。

2. 経済的に困難さを増す市内事業者や一般世帯への支援策を講じること

コロナ禍が長期化する中で、市内事業者においては飲食業に限らず売り上げが減少し、また失業・休業などによる収入減で先々への不安が広がっている。市内事業者や一般世帯への支援策(減免、補助、給付)を講じること。

3. 「自宅療養」の感染者に対して市としての支援策を講じること

医療施設のひっ迫状況の中で、本来入院すべき感染者を自宅待機させる政府方針の下で犠牲者がいるなど深刻な事態となっている。芦屋市内においてそのような事態を招かないため、緊急に対象者を収容し医療提供できる施設を設けるよう県に要請すること。またそれまでの間に入院できずに「自宅療養」を余儀なくされた市民を市として把握し、地元自治体としての独自の支援策(巡回、生活支援等)を講じること。

以上

新型コロナウイル感染防止と市民生活への支援についての要望書

(2022年2月9日提出)

新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株がまん延する中で、市民の命と健康を守るためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

しかしながら国の対策の不十分さがあり、自治体としての対応に制約もあるとは思いますが、市民生活を守るために最大限の努力をされるよう以下について要望します。何卒、よろしくお願ひいたします。

1. 臨時特別給付金については、申請が必要な収入減少世帯からの申請書類に不備があった場合においても、いわゆる「不備ループ」に陥ることなく迅速な給付につながるよう丁寧な対応を行うこと。
別居を余儀なくされている対象者、また高齢者など申請の方法がわからぬ方などについても確実に給付金が届くよう、個々の事情に応じた丁寧な対応を行うこと。
2. コロナ感染はワクチン接種をしていない低年齢の児童に広がっている。保育士や教諭などがいち早く3回目のワクチン接種を受けられるようにすること。
3. 保育所や幼稚園などで感染が拡大している。子どもとの緊密な接触が不可欠な子育て支援施設をはじめとしたケア労働者へのPCR検査が、民間施設も含めて確実に行われるよう、検査キットを市として確保し配布すること。
4. 休校や学級閉鎖で、保護者が仕事を休まざるを得なくなった時の支援をはじめ、コロナ禍が長引く中で厳しさを増す市民生活への経済的支援策を芦屋市独自に設けること。

以上

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	29				
支出年月日	2022年 9月 27日				
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費 会議費	研修費 資料作成費	広報費 資料購入費	広聴費 人件費	要請・陳情活動費 事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。）					
19.04.09.27			4,400	SMBC(コウヘイシナフ)	
¥4,400 - 金額確認済					
充当内容 (按分の計算方法)	神戸新聞 9月分				
その他	¥4,400 -				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。